

2008年1月31日

埋蔵文化財の調査報告書未刊行問題に関する公開質問状(その3)の回答について

市民オンブズマン福井

1月17日付けの標記質問状に対する回答（教文第31号平成20年1月31日付け）を、本日担当課に出向いて直接受取り、その場で項目ごとに担当課長に対し質疑応答を行いました。

5項目の質問に対する回答および課長の対応は、いずれもうやむやの中で県民の関心が薄れるのを待つ姿勢に終始した無責任極まるもので、県民に対する説明責任を放棄したものであると認めざるを得ません。

私たちは、18件の未刊行報告書の年度内刊行と印刷費用の調達、報告書の内容など、公開質問状で指摘した問題について、今後も引き続き重大な関心をもって推移を見守っていくものです。

（以下に質問と回答を併記。）

2008年1月17日

福井県教育委員会

教育長 広部正紘 様

市民オンブズマン福井

代表幹事 吉川健司

埋蔵文化財の調査報告書未刊行問題に関する公開質問状(その3)

標記の問題に関し、私たちは昨年2回にわたり公開質問状を提出し、それぞれ貴職の回答をいただきました。

その後、私たちは埋蔵文化財調査センター未刊行報告書の19件の遺跡について、職員等の聞き取り調査等の記録とこれに関する資料の公文書公開請求を行った結果、未刊行報告書に係る調査報告書と電話聴取簿が公開されました。

今回の調査結果などの、それらの公文書の内容を子細に検討したところ、なお不明な点があり、下記の5項目について再度質問をいたしますので、ご検討の上、文書にて回答を取りまとめていただきますようお願いいたします。

なお、今回の回答につきましては、1月31日（木）に、当方の幹事若干名が文化課に伺い、直接受け取らせていただきます。回答に対する補足説明なども、その席上で伺いますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 未刊行報告書印刷の入札に関する経緯について

未刊行報告書の厨海円寺遺跡（No.15）については、印刷受注業者が未確認となっているものの、これ以外の遺跡については、印刷受注業者が特定されています。このことは、管財課において当該報告書に係る印刷の入札が行われ、落札業者が決定したことを示しています。

19件の印刷入札に際し、どのような報告書の原稿を管財課に提出したのか、理解に苦しみます。

これらについての調査の内容と結果をお尋ねします。

回答

これまでも回答したとおり、19件の支払関係書類は保存年限(5年)を過ぎており、印刷受注業者を含め入札に関する経緯が確認できていません。

なお、入札に際し必要なのは報告書の「仕様」に関する情報であって、その段階では必ずしも完成原稿は必要ではありません、入札の時点でそれらの原稿がどのような状態であったかは確認できず、不明です。

2. 未刊行報告書の印刷費の支出の取り扱いについて

法土寺遺跡（No.18）については、実際には報告書の印刷が行われていないのに、印刷業者から架空の請求書を受け取ったのち、不当な支出命令決議書が起案され支払が行われたことが明らかです。（2001年(平成13年)4月27日、864,150円印刷業者松浦印刷に入金）。

このような公金の支出は違法・不当ですが、法土寺遺跡以外の遺跡についても、2007年12月28日現在未確認の状況ではあるものの、法土寺遺跡に係る支出と同様の支出（印刷費の前渡し）が行われている可能性が極めて高いと考えられます。

また、印刷受注業者に支払った印刷費（前渡し金）を、原稿作成が遅れることから、文化課あるいは埋蔵文化財調査センターにおいて、一時保管することを求めることも考えられますが、そのような事例は皆無だったのでしょうか。

これらの公金支出の取り扱いの是非についての見解をお尋ねします。

回答

法土寺遺跡（No.18）を除く他の報告書については、支出の取扱いについての確認ができていません。

また、調査した結果、文化課や埋蔵文化財調査センターにおいて印刷費の一時保管をするような事例はありません。

3. 印刷費用のカンパの実施について

法土寺遺跡を除く18件の遺跡について、印刷業者に対する印刷費の入金(前渡し)が確認できないときは、それぞれ当該年度において予算措置がなされていたことからみて、県教育委員会の責任者や関係職員等によるカンパの実施が考えられますが、カンパ実施の必要性、実施時期、実施方法と内容は全て公開すべきです。

先の公開質問状に対する回答では、「年度内に刊行することは可能である」とのことですが、期限は切迫しています。

これらについての見解をお尋ねします。

回答

未刊行の報告書すべてを刊行すべきであると考えており、未刊行報告書の印刷費用の負担についてどのような対処していくかは検討中です。

なお、併せて、原稿作成作業を鋭意進めております。

4. 刊行される報告書の印刷・発行年月日について

法土寺遺跡の報告書は、印刷業者から昨年5月に納品されたようですが、報告書の奥書には、「平成13年3月20日印刷、平成13年3月30日発行」と記載されており、当初の刊行予定年度（2000年度（平成12年度））に印刷されたように見せかけています。

今後の未刊行報告書の刊行については、報告書のまえがきに「発行が遅れた理由」と、「県民と読者に対するお詫び」の文言を明記すべきだと考えます。このことについての見解をお尋ねします。

回答

法土寺遺跡の報告書については、本来の刊行状態に戻すべきと考えたためであり、ご指摘のような「見せかける」といった意図は全くありません。

ご意見のように受け取られるのは当方にとっても本意ではありませんので、今後の刊行に当たっては、ご意見の内容を踏まえ検討したいと考えています。

5. 今回の問題発生の原因について

今回の問題の原因は、「現場の発掘調査に追われたとはいえ、職員が報告書を作成していなかったことに起因する」（平成19年8月29日付け公開質問状に対する回答）という認識だけでは済まされないと考えられます。

年度内刊行に見合う調査員等の適正な人員配置と予算執行に関する不適切な事務処理を認めてきた組織的な欠陥にこそ起因するのではないのでしょうか。

この点についての見解をお尋ねします。

回答

今回の問題の原因は、現場の発掘調査に追われたとはいえ、職員が報告書を作成しなかったことに起因しており、今後こうした事態が起こらないよう、適切な事業管理に努めていきたいと考えています。

以上

〒910-0004 福井市宝永4丁目9-15
泉法律事務所内

市民オンブズマン福井

FAX 0776-30-1373

事務局 090-9441-6149/伊東